平成２７年（フ）第６５９号
千葉県柏市豊四季268番地の８
債務者　大久保綾子
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６６８号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目78番地の２　オレンジペコ102号
債務者　町山マリヤホナミ（旧姓小野寺）
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６８２号
千葉県柏市布施270番地７
債務者　板津　　実
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第７１号
山口県熊毛郡平生町大字平生町562番地の15　スクエアビーチＢ－101号
債務者　坂田　英典
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第７６３号
神戸市灘区篠原伯母野山町３丁目24番３号
債務者　リストランテ　ダ・ヴィンチこと　佐々木仁郎
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８４号
神戸市中央区籠池通５丁目３番16号　吉田マンション401号、従前の住所神戸市中央区中島通４丁目２番27号
債務者　新谷はるゑこと　新谷　春枝
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８７号
神戸市兵庫区菊水町２丁目１番９―301号
債務者　**廣**瀬　真吾
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
神戸市灘区八幡町４丁目６番16号　４Ｆ－Ｄ
債務者　西　　垣雄
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５号
神戸市中央区磯上通５丁目１番13―310号
債務者　**片**岡　豊滋
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９号
神奈川県横須賀市鶴が丘２丁目13番９号
債務者　鈴木恵美子
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６号
青森県弘前市大字山崎１丁目４番地２　斉藤住宅３号
債務者　安田　秋夫
１　決定年月日時　平成28年１月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７号
青森県弘前市大字山崎１丁目４番地２　斉藤住宅３号
債務者　安田真由美
１　決定年月日時　平成28年１月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２２１号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1219番地の10　Ｙ’ｓＨＡＹＡＭＡ　Ｂ号室
債務者　木川　　恵
１　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２９５号
青森市赤坂１丁目30番10号
債務者　木村　榮子
１　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
神奈川県横須賀市長沢６丁目30番12号　リバーサイド大原201
債務者　坂井みどり（旧姓松岡）
１　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２３７号
神奈川県三浦市初声町下宮田652番地５
債務者　荒木さなえ
１　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５１８号
神奈川県小田原市南板橋２丁目205番地の１　サウス板橋Ⅱ101、前住所神奈川県足柄下郡箱根町元箱根144番地の１　プリンスホテル
債務者　渡辺　淳太
１　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部